

泉佐野市立北部市民交流センター・泉佐野市立北部公民館、泉佐野市立南部市民交流センター指定管理候補者の選定結果について

泉佐野市では、泉佐野市立北部市民交流センター・泉佐野市立北部公民館、泉佐野市立南部市民交流センターの管理運営をより効果的・効率的に行い、施設の設置目的の達成、市民サービスの向上、管理経費の縮減を図ることを目的として、本市「公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」（平成16年泉佐野市条例第26号）第3条に基づき、指定管理者の公募を行い、指定管理者選定委員会を設置して選定を行った結果、次のとおり指定管理候補者を選定しました。

1 指定管理の対象となる公の施設

- (1) 泉佐野市立北部市民交流センター・泉佐野市立北部公民館
- (2) 泉佐野市立南部市民交流センター

2 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

3 選定経過

令和4年8月8日（月）から8月19日（金）まで 募集要項配付期間

令和4年8月24日（水） 現地説明会

令和4年9月7日（水）から9月20日（火）まで 応募書類受付期間

令和4年10月3日（月） 第1回選定委員会（評価審査）

令和4年10月11日（火） 第2回選定委員会（候補者選定）

4 申請団体

- (1) 泉佐野市立北部市民交流センター・泉佐野市立北部公民館（1団体）

特定非営利活動法人泉佐野市人権協会鶴原地域協議会・特定非営利活動法人おおさか若者就労支援機構・社会福祉法人水平会 事業共同体

- (2) 泉佐野市立南部市民交流センター（1団体）

特定非営利活動法人あゆみ・特定非営利活動法人いきいきくらぶ 事業体

5 選定方法及び選定結果

- (1) 選定委員 6名（敬称略）

委員長 植野 直二郎

副委員長 八島 弘之

委員 矢野 哲夫

委員 甚野 益子

委員 麻生川 敏行

委員 清水 猛

(2) 審査基準及び配点は(4)のとおり

(3) 指定管理候補者

①泉佐野市立北部市民交流センター・泉佐野市立北部公民館

特定非営利活動法人泉佐野市人権協会鶴原地域協議会

特定非営利活動法人おおさか若者就労支援機構

社会福祉法人水平会

事業共同体

代 表 泉佐野市下瓦屋222番地の1

特定非営利活動法人泉佐野市人権協会鶴原地域協議会

代表理事 山中 辰也

構成員 泉佐野市鶴原1505番地の3

特定非営利活動法人おおさか若者就労支援機構

代表理事 末安 正宣

構成員 泉佐野市下瓦屋221番地の1

社会福祉法人水平会

理事長 山中 辰也

②泉佐野市立南部市民交流センター

特定非営利活動法人あゆみ

特定非営利活動法人いきいきくらぶ

事業体

代 表 泉佐野市南中樫井414番地の2

特定非営利活動法人あゆみ

理事長 東谷 寛

構成員 泉佐野市南中樫井421番地

特定非営利活動法人いきいきくらぶ

理事長 内田 智之

(4) 審査基準及び採点結果 (配点含む)

合計点 (満点 600 点) が最上位の団体を候補者として選定。(但し、合計点が満点の 60% に満たない場合は不適格者とする。)

① 泉佐野市立北部市民交流センター・泉佐野市立北部公民館

大区分	評価項目 (中区分)	評価項目の考え方 (審査基準)	配点		応募者
(A) 市民の 平等利 用が確 保され たもの である こと	① 施設の設置目的と管理運営方針	(1) 施設の設置目的を理解し、市が提示した管理運営の考え方と提案内容が合致しているか	5 点×6 人	30 点	23 点
		(2) 施設の設置目的を達成するための企画力、実効力、独創性があるか			
	② 平等な利用を図るための具体的手法と期待される効果	(3) 平等な利用が確保される内容になっているか	5 点×6 人	30 点	24 点
		(4) 高齢者、障害者等に対して配慮を要する事項について適切な提案がなされているか			
(B) 適正な 業務遂 行を図 るでき る能力 及び財 政基盤 に関す ること	③ 安定的な運営が可能となる人的能力	(5) 責任体制が明確であり、施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成(資格、経験など)となっているか	5 点×6 人	30 点	22 点
		(6) 障害者をはじめ、就労困難者層の雇用促進の取組を行っているか			
		(7) 職員の指導育成、研修体制は適切か	5 点×6 人	30 点	23 点
		(8) 業務引継時の雇用対策(業務を引き継ぐ場合の具体的な方法と、現従事職員の雇用の受入れについての基本的な考え方や条件の提案内容について評価)			
	④ 収支計画の内容、適確性及び実現の可能性	(9) 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか	5 点×6 人	30 点	22 点
		(10) 収支計画の実現可能性はあるか			
	⑤ 安定的な運営が可能となる財政基盤	(11) 資産、財務状況が健全か、リスクをカバーできる経営規模、事業規模、組織規模か	5 点×6 人	30 点	21 点
		(12) 指定管理期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか			

大区分	評価項目（中区分）	評価項目の考え方（審査基準）	配点		応募者
(C) 施設の設置目的に照らし、施設の効用を最大限に發揮するものであること	⑥ 利用者増加を図るための具体的な手法と期待される効果	(13) 年間の広報計画の内容は適切か	5点×6人	30点	22点
		(14) 利用拡大の取組み内容は適切か			
	⑦ サービス向上のための具体的な手法と期待される効果	(15) サービス向上のための取組み内容は適切か、施設の機能を活用した内容になっているか	5点×6人	30点	25点
		(16) 開館時間、休館日及び利用料金の設定			
		(17) 市民のニーズを把握するためのアンケート調査等を実施する計画となっているか			
	⑧ 施設を有効活用した事業計画（自主事業を含む）や地域交流等	(18) 隣保事業、地域福祉、青少年健全育成、スポーツ推進、公民館事業、地域交流の拠点として果たすべき役割と機能を高める有効、かつ、効果的な事業計画になっているか	10点×6人	60点	44点
(19) 業務範囲、事務量を的確に把握し、実行可能な計画になっているか					
(20) 人権施策、地域福祉施策、青少年健全育成施策の情報収集、発信の取組が適切か					
(D) 適正な施設、設備等の維持管理の遂行を図ることができること	⑨ 施設、設備等の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性、環境への配慮	(21) 各施設及び設備等の維持管理が法令に基づき適正に実施しているか	5点×6人	30点	22点
		(22) 維持管理が効率的で省エネ対策が考慮されているか			
		(23) 各施設及び設備の安全対策は適正か			

大区分	評価項目（中区分）	評価項目の考え方（審査基準）	配点		応募者
(E) その他 管理に 関して 必要な 事項	⑩ 適正な個人情報 の保護、情報 公開、緊急時の 対応、リスク分 担等	(24) 個人情報の保護及び情報公開の措 置が適正か	5点×6人	30点	24点
		(25) 危機管理体制が確立されているか。 災害時の対応策は適切か	5点×6人	30点	22点
		(26) 市とのリスク分担について理解し ているか			
		(27) 適正な保険の加入を計画している か			
	⑪ 管理運営に対 する熱意・意欲	(28) 施設の設置目的を十分理解し、管理 運営に熱意と意欲はあるか	5点×6人	30点	26点
⑫ 類似施設の運 営管理、社会貢 献等の取組の 実績	(29) 隣保事業、地域福祉、青少年健全育 成、スポーツ推進等の類似事業の管 理運営実績や社会貢献等の取組等 の実績があるか	10点×6人	60点	48点	
(F) 管理経 費の縮 減が図 られる もので あるこ と	⑬ 管理受託経費 (指定管理料)	(30) 経費節減のために具体的、かつ、実 現可能な提案を前提とした提案額 となっているか <算式> 申請者の得点＝最低提案額÷申請 者の提案額×配点	20点×6人	120点	120点
合 計			100点×6人	600点	488点

得点率 81.3%

②泉佐野市立南部市民交流センター

大区分	評価項目（中区分）	評価項目の考え方（審査基準）	配点		応募者
(A) 市民の 平等利 用が確 保され たもの である こと	① 施設の設置目的と管理運営方針	(1) 施設の設置目的を理解し、市が提示した管理運営の考え方と提案内容が合致しているか	5点×6人	30点	24点
		(2) 施設の設置目的を達成するための企画力、実効力、独創性があるか			
	② 平等な利用を図るための具体的手法と期待される効果	(3) 平等な利用が確保される内容になっているか	5点×6人	30点	23点
		(4) 高齢者、障害者等に対して配慮を要する事項について適切な提案がなされているか			
(B) 適正な 業務遂 行を図 るでき る能力 及び財 政基盤 に關す ること	③ 安定的な運営が可能となる人的能力	(5) 責任体制が明確であり、施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成（資格、経験など）となっているか	5点×6人	30点	23点
		(6) 障害者をはじめ、就労困難者層の雇用促進の取組を行っているか			
		(7) 職員の指導育成、研修体制は適切か	5点×6人	30点	23点
		(8) 業務引継時の雇用対策（業務を引き継ぐ場合の具体的な方法と、現従事職員の雇用の受入れについての基本的な考え方や条件の提案内容について評価）			
	④ 収支計画の内容、適確性及び実現の可能性	(9) 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか	5点×6人	30点	22点
		(10) 収支計画の実現可能性はあるか			
	⑤ 安定的な運営が可能となる財政基盤	(11) 資産、財務状況が健全か、リスクをカバーできる経営規模、事業規模、組織規模か	5点×6人	30点	20点
		(12) 指定管理期間内の安定的な事業継続が可能となる資金計画となっているか			

大区分	評価項目（中区分）	評価項目の考え方（審査基準）	配点		応募者
(C) 施設の設置目的に照らし、施設の効用を最大限に發揮するものであること	⑥ 利用者増加を図るための具体的な手法と期待される効果	(13) 年間の広報計画の内容は適切か	5点×6人	30点	21点
		(14) 利用拡大の取組み内容は適切か			
	⑦ サービス向上のための具体的な手法と期待される効果	(15) サービス向上のための取組み内容は適切か、施設の機能を活用した内容になっているか	5点×6人	30点	23点
		(16) 開館時間、休館日及び利用料金の設定			
(17) 市民のニーズを把握するためのアンケート調査等を実施する計画となっているか					
⑧ 施設を有効活用した事業計画（自主事業を含む）や地域交流等	(18) 隣保事業、地域福祉、青少年健全育成、スポーツ推進、公民館事業、地域交流の拠点として果たすべき役割と機能を高める有効、かつ、効果的な事業計画になっているか	10点×6人	60点	48点	
	(19) 業務範囲、事務量を的確に把握し、実行可能な計画になっているか				
	(20) 人権施策、地域福祉施策、青少年健全育成施策の情報収集、発信の取組が適切か				
(D) 適正な施設、設備等の維持管理の遂行を図ること	⑨ 施設、設備等の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性、環境への配慮	(21) 各施設及び設備等の維持管理が法令に基づき適正に実施しているか	5点×6人	30点	22点
		(22) 維持管理が効率的で省エネ対策が考慮されているか			
		(23) 各施設及び設備の安全対策は適正か			

大区分	評価項目（中区分）	評価項目の考え方（審査基準）	配点		応募者
(E) その他管理に関して必要な事項	⑩ 適正な個人情報の保護、情報公開、緊急時の対応、リスク分担等	(24) 個人情報の保護及び情報公開の措置が適正か	5点×6人	30点	24点
		(25) 危機管理体制が確立されているか。災害時の対応策は適切か	5点×6人	30点	23点
		(26) 市とのリスク分担について理解しているか			
		(27) 適正な保険の加入を計画しているか			
	⑪ 管理運営に対する熱意・意欲	(28) 施設の設置目的を十分理解し、管理運営に熱意と意欲はあるか	5点×6人	30点	25点
⑫ 類似施設の運営管理、社会貢献等の取組の実績	(29) 隣保事業、地域福祉、青少年健全育成、スポーツ推進等の類似事業の管理運営実績や社会貢献等の取組等の実績があるか	10点×6人	60点	49点	
(F) 管理経費の縮減が図られるものと	⑬ 管理受託経費（指定管理料）	(30) 経費節減のために具体的、かつ、実現可能な提案を前提とした提案額となっているか <算式> 申請者の得点＝最低提案額÷申請者の提案額×配点	20点×6人	120点	120点
合 計			100点×6人	600点	490点

得点率 81.7%

(5) 候補者の選定理由及び意見

①泉佐野市立北部市民交流センター・泉佐野市立北部公民館の指定管理候補者についての選定理由及び指定管理実施にむけた意見の主なものは以下のとおりです。

〈選定理由〉

- ・積極的な障害者雇用への取り組み、事業者としての障害者の社会参画の取り組みが評価できる。
- ・開館時間の延長など市民サービス向上の取り組みが評価できる。
- ・4施設の設置目的を理解し、目的達成のための企画力・想像力がみられる。加えて4施設で連携し、一つの地域としての効果的な運営が評価できる。
- ・特に人権分野と福祉分野への注力が評価できる。
- ・専門資格を持った職員の配置など効果的な事業運営を可能とする体制が評価できる。
- ・就労を実現できていない青年層への支援が評価できる。これらを含めた人権と福祉を軸と

した長年の実績が市民交流センターの運営に生かされている。

〈意見〉

- ・ 利用しやすさなど障害者のための施設整備や障害者へのスポーツ推進に注力した運営を期待する。
- ・ 4施設の予算の配分を考慮し、効果的な自主事業運営を期待する。
- ・ 北部公民館・図書室の広報に更に注力し、北部地域を中心に施設利用者の増加につなげられることを期待する。

②泉佐野市立南部市民交流センターの指定管理候補者についての選定理由及び指定管理実施にむけた意見の主なものは以下のとおりです。

〈選定理由〉

- ・ 世間で注目されている子ども食堂的なアプローチの「誰でも食堂」に多いに期待する。
- ・ 防災に関する取り組みの姿勢や地域防災の視点が評価できる。
- ・ 開館時間の延長など市民サービス向上の取り組みが評価できる。共働きなど若い世代の保護者や子どもなどのニーズを充たすため、利用しやすい開館時間の提供などの配慮が評価できる。
- ・ 事業運営のため、専門的な資格を持った人材の確保など職員体制が評価できる。
- ・ 人権・福祉を中心にした長年の運営実績と、その歩みの積み重ねから、しっかりと理念が構築されていることが評価できる。
- ・ 利用者にとっては、馴染みがあり顔が見える運営、安心性、親しみやすさ、安全対策などが評価できる。

〈意見〉

- ・ 提案の「図書の充実」に期待する。地域の社会教育の充実に取り組んでほしい。
- ・ 防災施設が充実した新築の福祉分館を中心に防災組織の運営に期待する。

(6) 指定管理者の指定

令和4年12月定例会市議会に指定管理者の指定について議案を上程し、議決を経た後、指定管理者としての指定を行う予定。